

新潟市赤ちゃんの駅事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児を連れた保護者が外出中に授乳やおむつ替えをするため、立ち寄ることができる施設（以下、「赤ちゃんの駅」という。）を登録し、公表することにより、子育て中の親子が安心して外出できる環境を整え、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを推進する事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用することができるのは、授乳やおむつ替え等を必要とする乳児及び幼児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号及び第2号に規定する乳児及び幼児をいう。）を持つ保護者とする。

(登録対象施設)

第3条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内の公共施設又は民間施設とする。ただし、次の各号に該当する施設を除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と関係のある法人等が運営する施設。
- (2) 法令に違反する又はそのおそれがある施設。
- (3) 公序良俗に反する又はそのおそれがある施設。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする施設。
- (5) その他、本事業にふさわしくないと市長が認めた施設。

(登録基準)

第4条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、次の各号に掲げる要件のいずれか二つ以上を満たし、各設備を無料で利用できる施設とする。ただし、第1号又は第2号の要件を必ず満たすとともに、指定感染症の感染拡大を予防するために必要な措置が講じられているものとする。

- (1) ベビーベッド、おむつ替え台その他これらに準ずる設備があること。
- (2) 授乳できる設備があり、その姿が他の人から見えない仕様であること。
- (3) 調乳用にお湯を沸かす設備があること。
- (4) 保護者が乳幼児と一緒にトイレ内の個室に入れる設備があること。
- (5) 着替えができる設備があること。
- (6) 乳幼児に配慮した手洗い場その他これに準ずる設備があること。
- (7) 幼児用補助便座があること。

(登録方法等)

第5条 赤ちゃんの駅として登録を希望する施設の管理者（以下「申請者」という。）は、新潟市赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）に赤ちゃんの駅の見取り図又は提供場所の写真を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 公共施設に赤ちゃんの駅を設置する場合における前項の申請者とは、当該公共施設の施設長等とする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、前条の登録基準を満たすと認めるときは、新潟市赤ちゃんの駅登録台帳（様式第2号）に登録するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により登録した時は、新潟市赤ちゃんの駅登録承認書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 5 第1項の規定による申請があり、その内容を審査し、前条の登録基準を満たさないとき又は登録施設として適当でないと認めるときは、新潟市赤ちゃんの駅登録不承認書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 5 市は、登録後、申請者に対し、「新潟市赤ちゃんの駅」サインを配布する。

(登録の変更等)

第6条 前条第3項により登録された施設（以下「登録施設」という。）の管理者（以下「管理者」という。）は、登録を受けた内容を変更しようとするとき又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ新潟市赤ちゃんの駅登録変更・廃止届（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

(登録掲示等)

第7条 管理者は、市長が交付する「新潟市赤ちゃんの駅」サインを、施設の入り口その他利用者の目に付きやすい場所に掲示しなければならない。

- 2 管理者は、企業広告に登録済みである旨を表示することができる。
- 3 登録を廃止するときは、廃止の日以後、「新潟市赤ちゃんの駅」サインを掲示してはならない。

(実施状況報告等)

第8条 市長は、管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

(登録の解除)

第9条 市長は、登録施設が第4条の登録基準を満たさないことが明らかになったとき、又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により登録を解除したときは、理由を付して新潟市赤ちゃんの駅登録解除通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(普及啓発)

第10条 市は、赤ちゃんの駅の趣旨を市民及び店舗・企業等に周知するため、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 広報媒体を通じて、本事業に係る情報提供を行うこと。
- (2) 市内の店舗・企業等に対し、赤ちゃんの駅設置登録の協力を求めること。
- (3) 登録施設の名称、所在地及び登録内容等を、市ホームページ又はその他適当と認める方法により広く周知すること。
- (5) その他、本事業を推進するために必要なこと。

(利用制限等)

第11条 管理者は、利用対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒み、もしくは制限し、又は中止を命ずることができる。

- (1) 登録施設の安全の確保又は適正な衛生管理を著しく損なわせる場合。

(2) 利用対象者が管理者の指示に従わない場合。

(3) その他、登録施設の管理上支障があり、管理者が利用を不相当と認めた場合。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

第2号様式

赤 ち ゃ ん の 駅 登 録 台 帳

自 _____ 年 _____ 月 _____ 日

至 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(保存年限 _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで)

申請年月日	申請者名	住所 連絡先	承認の 有無	登録番号	施設名	内容	提供日時	施設区分
				登録年月日				備考

※承認の有無欄には,○×で記載すること。

別記

様式第 3 号

新こ政第 号
年 月 日

様

新潟市長 中原 八一

新潟市赤ちゃんの駅登録承認書

年 月 日付で申請のあった，新潟市赤ちゃんの駅の登録について，下記の通り承認します。

フリガナ	
施設名	
所在地	〒
提供内容	<input type="checkbox"/> ①ベビーベッド，おむつ替え台その他これに準ずる設備 <input type="checkbox"/> ②授乳できる設備 <input type="checkbox"/> ③調乳用にお湯を沸かす設備 <input type="checkbox"/> ④保護者が乳幼児と一緒にトイレ内の個室に入れる設備 <input type="checkbox"/> ⑤着替えができる設備 <input type="checkbox"/> ⑥乳幼児に配慮した手洗い場その他これに準ずる設備 <input type="checkbox"/> ⑦幼児用補助便座がある
提供できる日時	(例)「月から土曜日までの午前 9 時から午後 8 時まで」 等

別記

様式第4号

新こ政第 号
年 月 日

様

新潟市長 中原 八一

新潟市赤ちゃんの駅登録不承認書

年 月 日付で申請のあった、新潟市赤ちゃんの駅の登録について、下記の理由により登録を不承認します。

フリガナ	
施設名	
所在地	〒
不承認理由	

別記

様式第5号

新潟市赤ちゃんの駅登録変更・廃止届

年 月 日

(あて先) 新潟市長

住 所

団 体 名

代表者名

赤ちゃんの駅の登録内容を(変更 ・ 解除)したいので、下記の通り届出
ます。

フリガナ	
施設名	
所在地	〒
連絡先	(連 絡 先) (担 当 者 名)
変更・解除の時期	
変更・解除の理由	
変更内容	

※提供場所に変更が生じた場合は、店舗等の位置図、平面図及び提供場所写真を貼付すること。また、平面図には、提供場所が分かるように印等を付すこと。

別記

様式第6号

新こ政第 号
年 月 日

様

新潟市長 中原 八一

新潟市赤ちゃんの駅登録解除通知書

年 月 日付で申請のあった、新潟市赤ちゃんの駅の登録について、下記の理由により登録承認を取り消します。

フリガナ	
施設名	
所在地	〒
解除理由	